会　議　結　果　報　告　書

会議の名称	令和８年度第２回　志木市介護保険運営協議会（全体会）
開催日時	令和８年９月１日（火）　１３時２８分　～　１５時２２分
開催場所	志木市役所３階　大会議室３－３
出席委員	渡辺　修一郎会長、佐藤　陽委員、西野　博喜委員、中村　勝義委員 西川　留美加委員、森下　冨士男委員、碇　俊美委員、尾上　元彦委員 岩波　正委員、井ヶ田　輝美委員　（計１０人）
欠席委員	鎌田　昌和委員、小日向　正男委員　（計２人）
説明員	長寿応援課　田島主査・(株) サーベイリサーチセンター　横田様　（計２人）
議題	議　題 （１）第９期介護保険事業計画進捗状況及び令和７年度給付実績等について （２）第１０期計画における国の基本指針について （３）「見える化」システムの現状分析及び計画案について
結果	（傍聴者１名）
事務局	福祉部中村修部長、長寿応援課　仲野昭子課長、 増田奈巳主査、田島宗貴主査、大野弘道主査　（計５人）

審 議 内 容 の 記 録 （ 審 議 経 過 、 結 論 等 ）

１ 開会

２ 議事

（１）第９期介護保険事業計画進捗状況及び令和７年度給付実績等について

事務局より（１）第９期介護保険事業計画進捗状況及び令和７年度給付実績等について説明後、質疑応答を行う。

委員：小・中学校で認知症サポーター養成研修を進めるとの報告があったが、大事な試みである。これから学習指導要領が２０３０年度に向けて変わる中、学校には地域に開かれ、地域課題を学習の素材として子どもたちが理解することが求められる。本市はこうした取組を先に進めているため、今後も教育部局と調整いただきたい。

　将来の人口分布では、本市は比較的人口が減ることなく推移する見通しであるが、子どもたちが高齢者を理解するという点でも、こうした事業を義務教育の間に行うことは非常に重要である。引き続き取組を進めるとともに、今後の制度設計の変更も踏まえ、教育部局と連携しながら進めていただきたい。

議長：認知症サポーターの養成はもちろん大事だが、一方で、元気な高齢者の姿に触れさせる機会の確保もしていただきたい。

　学校では、総合的な学習の時間などで地域の方との交流を行っているのか。

委員：その点は、まだ十分に連携が取り切れていない面があり、今回の結果にも表れていると思う。例えば、比企郡の１市７町では、認知症サポーターの養成研修やサロン等の予防プログラムに子どもが参加し、そこで学んだ子どもたちが地域のお祭りや地域づくりに参加する取組もある。親世代が地域につながりにくい中、こうした取組を通じて全世代につながっていくことが重要である。

　本市では社会福祉協議会が福祉教育に熱心に取り組んできた経緯があるため、こうした取組と併せて、第１０期計画で意識的に示してもよいと思う。私の発言と元気な高齢者との関わりの両方が重要である。

事務局：本市では、志木二小学校と宗岡小学校に空き教室を利用したサロンがあり、高齢者がさまざまな活動を行っている。子どもたちも参加し、折り紙や将棋を教わるほか、宗岡小学校では休み時間の算数の学習で高齢者が丸つけをするなどの交流もある。こうした取組を他の学校にも広げていければよいと考えている。

委員：こうした取組は、コミュニティ・スクールや学校応援団のような形で、シニア世代が学校教育に関わるものと考える。そうしたアプローチから促進を図ることも有効ではないか。

委員：資料１の進捗管理シートについて、目標値はどのように設定しているのか。設定方法によって評価も変わると考える。

事務局：介護サービスの目標値は、「見える化」システムにより、過去の利用実績や利用者数の伸び、今後の人口推計等を基に自動的に算出され、本市の３年間の目標値として示される。例年、その目標値と実際の給付実績との乖離について審議いただいているが、今年は８月中旬時点で給付実績が未公表であったため、今回は目標値との比較を示すことができなかった。

委員：承知した。国が示す数値が各市町村の実情と合っているのか疑問もある。
議長：自治体のニーズ調査の結果を踏まえて、ニーズの多い分野に応じた数値設定ができるとよいが、そのような設定はできないのかと思った。
委員：資料１の１３ページ・２行目にある、介護ロボットの導入支援について、市から案内しなければ事業所は認識できない内容なのか。訪問入浴介護などでは人材不足により実施できないこともあるため、今後、ヒューマノイドやフィジカルＡＩ等の導入が進む中、事業者が情報を得られず職員が疲弊することも懸念される。問合せがあった場合のみ対応する理由を伺いたい。
事務局：介護ロボットやＡＩなど最新の福祉機器については、民間事業者による展示会等が定期的に開催されており、各介護事業者が情報収集し、導入を検討している。市に相談があった場合には、埼玉県等の補助事業が活用できる可能性について情報提供している。最新の福祉用具に関する情報がすべて市に入るわけではないため、各事業所で情報収集していただき、導入費用について国・県・市の補助が活用できる場合は、市として助言していく考えである。
委員：事業者は、介護ロボットの導入支援があること自体は認識しているのか。
事務局：認識している。
委員：承知した。
委員：補助の対象となるかどうかは、志木市に尋ねれば分かるのか。
事務局：最終的な判断は県や国が行うため、市で可否を判断することはできない。ただし、活用できる可能性のある補助制度については、市から県や国の制度を案内することができる。
委員：メーカーが補助対象として指定されるのではなく、県が判断して補助する場合もあるという理解でよいか。
事務局：そのとおりである。実際には、事業者側から「この補助金が使える」と案内されることも多く、市に相談せず活用されるケースもある。
委員：補助対象としてある程度指定されているものと、県が個別に判断するものの両方があるということか。
事務局：そのようなものもある。
委員：知人の大学教員が、口に入れるだけで自動的に歯を清掃する機器を開発しており、活用している施設も多いと聞く。ただ、埼玉県ではあまり聞かないため、状況に関心がある。
議長：そのような情報については、各施設との情報交換も考えられる。
委員：補助金申請者向けに研修を行う場合もある。
委員：資料７ページの一番上、「権利擁護・成年後見制度利用促進」について、利用促進に対する評価がこれでいいのかなと思っている。市民後見人は多く養成されているが、活躍の場がなかなか広がっていない。利用調整会議では、専門職と市民後見人との間で判断や感覚に違いがあるように感じている。現状では、市民後見人の活用は十分に進んでいないとの評価になるのか伺いたい。
事務局：市としても、市民後見人を養成しても活躍の場が少ないことを課題と捉えている。
　利用調整会議に上がる案件は、相続や家族関係など複雑な課題を抱え、弁護士や司法書士等の専門職でなければ受任が難しいものが多い。まず専門職が対応し、状況が落ち着いた段階で、市民後見人でも対応できる部分をお願いする流れを考えている。今後、後見人のニーズが広がり、比較的対応しやすい事案を市民後見人にお願いできるようになることが望ましいが、成年

後見制度自体にも使いにくさや制度上の課題があり、見直しも含め課題が多いと感じている。市としても、養成した市民後見人の方には、より活躍していただきたいと考えている。

委員：専門職は非常に慎重に対応している印象があるが、市民後見人も一人一人異なる経験やスキルを持っており、法律以外の周辺領域も含めた経験を生かせると考える。専門職との考え方のすり合わせや、市民後見人が活躍できる枠組みをもう少し検討していただきたい。また、フォローアップ研修についても、法的な内容だけでなく、日常的な身上監護を重視した内容とのバランスが必要であり、専門職と市民後見人の間には認識のギャップも感じている。今後の取組に生かしていただきたい。

事務局：承知した。

議長：利用調整会議には、市民後見人も委員として参加しているのか。

事務局：市民後見人は参加しておらず、司法書士、社会福祉士、弁護士等の専門職で構成されている。一方、市民後見人同士では「後見人の集い」などの活動が活発に行われているため、今回いただいた意見についても、その会議で検討する題材としていきたい。

委員：よろしくお願いしたい。

議長：その他、収納率は非常に高い水準であり、財政基盤が安定していることは評価できる。一方、将来的に７５歳以上の高齢者が増加すると、収納率が下がる可能性もあるため、注意していく必要がある。

委員：資料１－２の保険給付の支出について、保険給付費は介護給付、地域支援事業費は介護予防に係る経費と認識している。介護予防を充実させることで、今後増加が見込まれる保険給付費の伸びを緩やかにすることはできるのか。

事務局：保険給付費は介護サービス利用に対する給付費であり、地域支援事業費は介護予防事業の委託料や地域包括支援センターの運営費など、固定的な事業費が大部分を占める。介護予防により要介護状態になる時期を遅らせる効果は期待できるが、地域支援事業費を増やせば直接的に保険給付費が減るという関係ではない。また、地域支援事業費は国の実施要綱で上限が定められており、大きく増やすことが難しい状況である。

委員：地域支援事業費は、一種の固定費と考えてよいか。

事務局：一部にヘルパー利用など保険給付費に近い支出もあるが、８～９割程度は固定費に近い事業費である。

委員：承知した。

（２）第１０期計画における国の基本指針について

事務局より（２）第１０期計画における国の基本指針について説明後、質疑応答を行う。

議長：国の基本指針案を踏まえ、志木市として特に取り組む必要がある事項等について、事務局の考えを伺いたい。

事務局：本市は中山間地域や人口減少地域には該当しないため、基本的には現行の計画を継続する形になると考えている。しかし、人材確保については、前回のニーズ調査でも厳しい状況が明らかになっているため、第１０期計画に確保策を追加したい。また、頼れる身寄りのない高齢者等への対応について、地域課題として解決する仕組みづくりが十分でなく、今後の課題と

捉えている。
議長：先ほどの意見にもあったように、成年後見制度の活用も重要になると考える。
委員：本市は重層的支援体制整備事業に着手しており、今後は地域包括ケアシステムの深化と併せて、包括的な支援体制をどのようにつくるかが重要である。重層的支援体制整備事業の計画は、地域福祉計画の中で位置づけるという理解でよいか。
事務局：そのとおりである。
委員：第１０期計画では、頼れる身寄りのない高齢者への対応や日常生活自立支援、介護予防や健康づくり、生きがいづくりなどを一体的に進める視点が必要である。こうした取組は重層的支援体制整備事業にも位置づけられており、介護保険事業計画の生活支援体制整備事業などでも進められていると考える。
　また、専門的な支援と住民同士の支え合いをどのように組み合わせ、高齢者を支える体制をつくるかを計画の中で明確にすることが重要である。生活支援体制整備事業の協議体など、各圏域で行われている取組も生かしながら、専門職と住民が連携する仕組みを第１０期計画の中で示していただきたい。
　重層的支援体制整備事業を始めた本市として、地域包括ケアの深化をどのように進めていくのかを明確にし、大事な第１段階である第１０期計画を２０４０年に向けた足がかりとすることを期待している。また、基幹福祉相談センター等では、高齢者を含むさまざまな課題に対応する仕組みは既に機能しているのか。
事務局：機能している。
委員：では、その充実と制度だけでは生活を支えきれないため、地域の社会資源を活用し、生活支援体制整備事業の協議体機能を十分に生かすことが重要である。地域包括ケアシステムを本市としてどのように深化させていくのか、計画の中で分かりやすく示していただきたい。
事務局：自立支援型地域ケア会議にはコーディネーターも参加し、市民ボランティアを含む地域の社会資源についてケアマネジャーに助言している。また、困難事例については、当課の場合、従来から関係課が集まり対応を検討してきた。こうした取組が重層的支援体制整備事業として形になってきたため、今後は既存の取組を整理し、さらに充実させていきたい。
委員：その仕組みが住民にも分かりやすく見えるようになると、とてもよい。
事務局：今後、件数等についても整理していきたい。
委員：資料２枚目の「②のテクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進」について、協働化や大規模化の推進が基本的な方針と考えてよいか。福祉分野も、良いサービスを提供するだけでなく、経営の視点が重要である。国や自治体からの支援だけに頼るのではなく、事業者自身が経営基盤を強化していく必要があり、こうした考え方をどのように理解してもらうかが課題であると考える。
議長：施設の経営基盤の強化に向けた取組について、現場ではどのような状況か。
委員：以前、県の補助等を受けて、事業者間のプラットフォームや連携に取り組んだことがある。災害対策や人材育成では連携が進み、研修や情報共有も行われているが、経営そのものを共同で行うことは、法人ごとに理念等が異なるため難しい。国も推奨しているが、実際にはうまく進んでいない事例もあると考える。
議長：国が方針を示していても、実際にどのように進めていくかには課題があるということである。

委員：昨年から、社会福祉協議会が関わり、障害分野も含めた法人間の連携が志木市でも進められており、情報共有や祭りなど地域向けの行事を共同で行っていると聞いている。

（3）「見える化」システムの現状分析及び計画案について

事務局より（3）「見える化」システムの現状分析について説明後、質疑応答を行う。

委員：特別養護老人ホームなどの介護保険施設については県が空き状況等を公表しているが、グループホームなど地域密着型サービスについて、市で空き状況や運営状況を公表する仕組みをつくる予定はあるか。
事務局：現在、そのような予定はない。
委員：県などが公表している情報には古いものも多く、実際の空き状況との間にギャップがある。特養は入所待ちが多く入れないと思われ、相談前に諦めてしまう家族もいる。特にグループホームは地域密着型であるため、市として情報をどのように見える化するかは課題である。また、有料老人ホーム、高齢者住宅、グループホーム、特養などの違いは分かりにくいため、一般の方にも分かりやすく情報提供することが必要である。
事務局：今後、研究していきたい。
委員：市ホームページとのリンクなども考えられるのではないか。
事務局：うまく連携できればよいと考える。
委員：市ホームページに古い情報が掲載されたままになることは問題であり、管理方法も見直す必要がある。施設情報については、各施設にも確認や更新を依頼するなど、役割分担する方法も考えられる。ホームページの管理は負担も大きいため、情報更新の仕組みを検討していただきたい。
事務局：この話に限らず、市ホームページ全体についても、見にくさや古い情報が残っているなどの課題がある。情報発信には責任を伴うため難しさもあるが、利便性は高いため、適切な運用を検討していきたい。
委員：よろしくお願いしたい。
議長：要介護認定を受けていてもサービスを利用していない背景には、情報提供の不足もあると考えられる。以前から課題となっている広報の整備も必要である。
委員：施設ごとに県や市など所管が異なるため整理は必要であるが、市民にとっては所管にかかわらず、必要な情報に分かりやすくアクセスできることが重要である。災害時のＧＩＳのように、施設側が情報を更新できる仕組みなども含め、市民が利用しやすい形を検討していただきたい。
委員：埼玉県では、施設側が定期的に情報を更新する仕組みとなっている。ただ、県の情報を一般市民が見る機会は少なく、インターネット検索では民間の介護情報サイトが上位に表示される一方、公的な情報は古いものも多い。特に地域密着型施設については、市のホームページ等で施設側が情報を更新でき、市民が見ればすぐ分かる仕組みがあるとよい。また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、地域密着型施設などの違いも分かるようにするとよい。
委員：相談を受けた際には、市ホームページを検索して案内することが多いため、情報がまとまっていると非常に便利である。

事務局：市民は地域密着型や有料老人ホームといった区分ではなく、介護施設の空き状況を知りたいという視点で見ると考える。以前、施設の空き状況を定期的に調査・更新する業務の委託を検討したが、費用面から断念した経緯がある。また、施設側に更新を任せるだけでは更新されず、情報の信頼性が低下する事例もあるため、最新情報を維持するには能動的な確認が必要である。地域密着型施設は市の所管であるが、対象をそこだけに限るべきかも含め、今後研究していきたい。

議長：働きながら在宅介護を続けることが難しいという声も多いが、適切なサービス利用につなげることで負担を軽減できる場合もある。必要な支援につなげるため、広報や情報提供の在り方を工夫する必要があると思う。

委員：「見える化」の資料の２２ページなどで、相談センターの認知度が十分でないことなど、市民への周知不足がうかがえる。住民の目に届きやすいよう、図式化するなど分かりやすく住民目線で周知することが計画で必要。また、介護保険サービスだけでなく、住民同士の支え合いも含めた包括的な支援体制を、地域包括ケアシステムの視点から住民目線で分かりやすく計画に記載することが重要である。今後は単身世帯の増加や、身寄りのない高齢者への対応も課題となるため、制度改正の動向も踏まえ、第１０期計画の中でこうした課題を視野に入れた記載や周知を行うことが望ましい。

事務局より（３）計画案について説明後、質疑応答を行う。

議長：たたき台の段階ということだが、皆様から何か意見、質問、いかがか。

委員：この計画を市民にも見てもらいたいのであれば、「ウェルビーイング」など一般には分かりにくい言葉について、括弧書き等で意味を補足する必要がある。計画を見れば、本市の高齢者支援施策や地域での取組が分かるよう、表現を工夫していただきたい。

　また、先ほどと重なるが地域包括ケアシステムについて、本市の５つの日常生活圏域と全市との関係を踏まえ、どのように支え合う体制をつくっていくのかを明確に位置づけ、具体的な施策が分かるように示すことが望ましい。

議長：「健康づくり・介護予防の一体的な推進」で健康寿命を延ばす取組があるが、本市ではオーラルフレイルや口腔機能低下の予防に力を入れているため、こうした取組を項目としてより強調してもよいのではないか。認知症施策に加え、健康づくりと介護予防を一体的かつ効率的に進めることも重要である。ＢＭＩの分布を見てもリスクのある方が多いため、口腔機能低下予防の取組を一層進める必要があると考える。

委員：４４ページからの高齢者等実態調査について、各結果に対し「重要性がうかがえる」「必要がある」と記載されているが、第１０期計画では、それぞれの結果に対応する具体的な施策が示されるのか。調査結果を踏まえた対策や改善につなげることが重要であると考える。

事務局：調査結果に基づき、今後、具体的な事業等をひもづけていく予定である。現段階はまだ粗い素案である。

委員：承知した。まだ素案の段階ということである。

議長：調査結果と計画上の施策との関係が分かるよう、参考ページ等を示すと分かりやすい。次回、１０月にはパブリックコメント前のほぼ完成版が示されるという理解でよいか。

事務局：その予定であり、次回はより完成度を高めた案を示す。
議長：そのため、現段階で各委員から意見を出しておく必要がある。会議後に意見を集約する方法はあるか。
事務局：持ち帰った後に意見があればメール等で受け付け、回答を作成して委員間で共有したい。
議長：意見を出しやすいよう、事務局から各委員に意見・要望を記入するシートを送付してはどうか。
事務局：そのように対応する。
議長：今回はたたき台の段階であり、次回は各委員の意見を踏まえたほぼ完成版が示される。９月末頃を目途に、計画案に対する意見や質問を事務局へ提出していただきたい。今回は議題が多く、介護保険事業計画の細部まで十分に議論できなかったため、持ち帰りでの意見提出としたい。

３ その他

事務局：先ほど申し上げたとおり、意見等あれば、メールや紙等で受け付けられるような体制を整え通知等をさせていただく。次回の開催日は、次第の下に記載したとおり、１０月２８日に総合福祉センター３階で開催する。
委員：時間は何時か。
事務局：午後の時間帯を予定している。
　また、次回の議題は、９月中に市内のグループホームや認知症カフェを回り、認知症の方や家族へのヒアリングを実施するため、認知症施策推進計画をきちんとした形で示したいと考えている。また、第１０期計画についても、パブリックコメント前の完成版を示す予定である。本来は部会を開催できればよいが、時間の関係上、事務局で調整の上、記載する場合や、文書等で開催する可能性もあるため、その際は協力をお願いしたい。
　別件として、現時点での暫定情報であるが、長年の懸案事項である「高齢者あんしん相談センター館・幸町」の館地区への移転についてである。資料７８ページ中段の今後の方針について、９期計画の「早期の移転を目指して、計画期間中に方向性を決定します」から、「館地区への移転を進めています」に変更したいと考えている。現在、館地区の志木第２小学校跡地にある未使用のプールを撤去し、移転する方向で、令和１１年度末の運用開始を目指して進めることとしている。ただし、現段階では課題抽出等の方針段階であり、確実な決定ではない。詳細は随時情報提供する。

４ 閉会